

9. 禁止事項・注意事項など

40

9 禁止事項・注意事項など

皆さまに快適にお住まいいただくためのルールが定められています。

快適に住むためにルールを守りましょう。

UR 都市機構は、ご契約された皆さまを信頼して住宅をお貸ししています。UR 賃貸住宅は、多くの方が共同で生活する場であることから、秩序維持のため、お客様と UR 都市機構との賃貸借契約書においていろいろな制約を設けています。

(1) 動物の飼育禁止（餌やりを含む）・補助犬の使用

一般の UR 都市機構の団地内においては、他の方の迷惑にならない方法で小鳥や魚類を飼育することは差しつかえありませんが、**犬、猫、ハト、ニワトリなどの動物を飼育すること（餌やりを含む）は禁止しています。**

飼う方にとっては何でもない鳴き声、においなども、他の方にとっては大変迷惑になるものです。集合住宅でお互い楽しく生活するために、このことはぜひお守りください。

団地内での犬、猫等の動物の飼育に対しては、UR 都市機構はその中止を求め、改善されない場合は、共同生活の秩序を維持するため住宅の明渡し等を求めることとなります。

ただし、UR 都市機構では、**身体障害者補助犬法等の趣旨を踏まえ、身体障害のある方が補助犬を使用してお住まいいただくことが可能^{*}**です。お住まいの皆様が安心して快適に生活していただけるよう、補助犬を使用しての入居・居住をする場合は、事前に UR 都市機構に届け出ていただいています。

なお、一般の UR 賃貸住宅では動物飼育は禁止としていることから、動物アレルギーなどをお持ちの方が既にお住まいの場合があります。

そこで、UR 都市機構では、補助犬使用の届出に基づき、動物アレルギーなど配慮が必要な方が近隣等にお住まいか調査・確認を実施し、補助犬を使用する方と、配慮が必要な方の双方が安心して快適にお住まいいただけるように努めています。詳しくは、住まいセンター等にお問い合わせください。

※お住まいの方へのご案内を行うとともに、ご希望される団地・住棟の特性に応じた調整を行わせていただく場合がございます。

なお、一部の団地には、ペット飼育を可能とするペット共生住宅があります。このペット共生住宅では、ペット飼育のルールを定めておりますので、ペットを飼育されない方も含め、皆さまが快適にお住まいいただけるようにルールとマナーをお守りください。

(2) 住宅の転貸および用途外使用の禁止

UR 都市機構では、**住宅の全部または一部を他人に転貸したり、住宅を借りる権利を他の人に譲ったりすることは一切禁止しています。**

また、例えば民泊行為等、住宅を居住の用途以外に使用することはできません（ただし、UR 都市機構の承諾を得て、住宅の一部を子育て支援事業、あんま、はりきゅう等、団地にお住まいの方の利便に役立つ仕事に使える場合もあります。）。

このような事実がわかった場合は、UR 都市機構はただちに契約を解除し、住宅の明け渡しを求めるとともに、損害賠償金を請求することとなります。



(3) 無断駐車の禁止

UR 都市機構は、パトカー、救急車、消防車、ゴミ収集車、引越し用の自動車など UR 都市機構の認めた車を除き、駐車場以外の場所での団地内駐車を一切禁止しています。

団地内での無断駐車は、車のかげからの子供の飛び出し事故などの原因となるだけでなく、ゴミ収集車の作業を妨げたり、救急車、消防車などの緊急活動の妨げとなります。

団地内での無断駐車は、絶対におやめください。

団地によっては、入口にロボットゲートを設置してあります。この場合は、団地内駐車場契約者、引越用車両、緊急自動車以外の自動車は団地内に進入できません。

(4) 火災予防・安全性確保

火災予防・安全性確保の観点から、次のようなことに注意ください。

- ・ ガス消費機器等および給排気口の周辺に可燃物や燃えやすいものを置かないようにしてください。
- ・ 給排気口の周辺に洗濯物を干したり、ビニール等でふさいだり囲んだりしないでください。
- ・ ガス消費機器等および給排気口の周辺で、引火のおそれのあるものを保管、使用しないでください。
- ・ 給排気口の周辺には、排気ガスによって加熱されて困る物（植物など）を置かないでください。
- ・ ガス消費機器等に火をつけたままのお出かけやおやすみは、絶対にしないでください。



(5) 専用庭・テラスの使用

専用庭・テラスの維持管理（雑草の除去や害虫の防除、自然に生えた樹木の撤去・剪定）は皆さまの負担で行うこととなっています。日頃から十分手入れをして、隣接する住戸に迷惑をかけることの無いよう心がけましょう。

また、専用庭・テラスは、皆さまが全く自由にしてよいというものではありません。増築すること、自動車を駐車させること、広告物を掲示すること等は禁止されています。物置等を設置されたい場合にはあらかじめ管理サービス事務所または住まいセンターにご相談ください。

(6) 屋外広告物の掲示

団地内での広告物やポスターについては、団地の居住環境を守り、美観風致を保持するため、勝手に掲示することは認めておりません。

広告物やポスターを掲示したい方は、管理主任に相談の上「広告物設置願」を管理サービス事務所または住まいセンター等に提出して、UR 都市機構の承諾を得てください。

なお、広告およびポスターの内容によっては、掲示できない場合があります。

(7) 住宅の調査協力

UR 賃貸住宅は国の住宅政策という一定の目的に基づき供給される住宅であり、必要に応じて住宅の使用状況や入居の実態調査、契約違反の有無等の調査を行う場合がありますので、その際にご協力ください。

(8) ゴミの処理

生活にはゴミがつきものです。後始末が悪いと、清潔な環境を損なうばかりでなく、トラブルの原因となり、共同生活の円滑さを欠くことになります。ゴミ置場は、皆さまがお互いに協力して、いつも清潔にしておいてください。



◆ゴミの処理方法◆

ゴミは、すべて皆さままで一定の場所まで運んで捨てていただきますが、その具体的な処理・分別方法については、処理・分別にあたる市町村等によって異なりますので、お住まいの団地のある市町村等（清掃事務所など）の指示にしたがって処理・分別してください。

特に、ゴミを回収日以外の日に出すことは、異臭の原因になるだけではなく、鳥がゴミを荒らす原因にもなりますので、絶対に行わないでください。



◆定点収集方式の場合◆

家庭内で出るゴミは、団地内の指定されたゴミ集積所（ゴミ置場）まで持ち出し、ゴミ置場に掲示されている注意事項にしたがって出してください。特に分別回収を実施している地区では、ゴミの区分やゴミ置場の場所を厳守してください。

◆家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）◆

一般家庭内で使用している家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）を処分する場合は、家電リサイクル法に則って家電製品の小売業者などに引き取ってもらいましょう。

(9) 住戸内の喫煙

近年、バルコニー等での喫煙を原因とする近隣トラブルが増えています。

喫煙する際はできるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をする等近隣住戸への配慮をお願いします。

(10) 自転車置場

自転車や三輪車などを置くため、概ね、1戸当たり1台程度の自転車置場を設けています。

- ご利用になる方が、お互いに注意して、きちんと並べいつもきれいにしておきましょう。
- 盗難にあわぬよう施錠などをしてください。
- 不用な自転車などは、持主が責任を持って処分してください。
- 自転車置場以外に駐輪することは禁止されています。



(11) 集会所

皆さまの集いの場所として、多くの団地で集会所を設けています。集会所は、皆さまの会議、行事、親睦（料理、手芸、生花などの講習、囲碁、俳句の会など。）や葬儀等の会場に使用することができますが、特定の政治活動、宗教活動やこれらに類する目的のための使用は、一切できません。

- 集会所を使用する場合は、あらかじめ、「集会所使用願」を管理サービス事務所または管理連絡員に提出して、使用の承諾を受ける必要があります。
- 使用に当たっては、「集会所使用規則」をよく守り、騒音などで他の方に迷惑をかけないように注意してください。
- 使用後は、机、椅子等の片付け、掃除をおこない、火気や戸締りの確認をしてください。
- 一定の要件を満たした場合は、使用料の減額制度が受けられます。詳しくは、管理サービス事務所または住まいセンター等にお尋ねください。



(12) 広場・プレイロット・遊戯施設

団地には、広場やお子さまのための砂場や遊戯施設を設けています。それぞれの用途にしたがってお使いください。なお、遊び方を誤ると思わぬケガをする場合がありますので、十分注意してください。特に乳幼児には十分目を配りましょう。

また、団地によっては、野球場やテニスコート等を設けているところもあります。マナーを守って有効にご利用ください。

- 使用規則のあるものについては、これをよく守ってお使いください。
- 遊戯施設は、お子さまたちが楽しく元気に遊ぶため、定期的に安全点検や補修を行い事故の防止に努めていますが、万一破損やささくれ、ネジの緩み、飛び出し、抜け落ちなどを見つけた場合は、最寄りの管理サービス事務所または住まいセンター等までご連絡ください。

(13) 芝生等

ゴルフや野球などの練習は大変危険ですので、一切禁止しています。また、芝生・裸地等の敷地では共同花壇等の一部の場所を除き、お住まいの方が花や野菜などを育てることも禁止しています。



(14) 給排水施設・電気施設等

⚠ 危険

団地内には給排水施設、調整池、電気室、ガスガバナー、エレベーター機械室等がありますが、これらの施設の内部には絶対に立ち入らないようにしましょう。機能が停止したり、思わぬ事故につながる可能性があります。



皆さまの住宅に上水を供給したり、住宅から排出される汚水进行处理するための給排水施設や電気等を送るための設備が設けられています。これらの施設等に立ち入ったりすると、故障の原因となったり、また危険なこともありますので、絶対に立ち入らないよう注意しましょう。

(15) 管理報

管理報（年6回発行）を毎偶数月末に皆さまの集合郵便受けへ配布しております。

お住まいの地域情報のほか、UR 都市機構からのご案内やお願い等（設備の使用方法や生活ルール等）を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。